みんなの健康と暮らしを支える

国民健康保険

健康保険は、病気やけがなどをしたときに、安心して医療を受けることができる制度です。わが国では、すべての人が健康保険に加入する、「国民皆保険制度」となっています。国民健康保険（以下、「国保」）は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした制度です。

12月1日から保険証が新しくなります

保険料の滞納がない世帯に郵送

12月1日から国民健康保険証が新しくなります。保険料を滞納していない世帯には、11月下旬に新しい保険証を郵送します。新しい保険証の色は、一般の加入世帯が「藤（ふじ）色」、退職者医療制度の該当世帯が「うす水色」です。

現在お持ちの保険証の有効期限は11月30日です。期限が過ぎると使用できません。国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターへ返納するか、はさみで切るなどして、破棄してください。

12月以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。

納付相談

保険料滞納世帯など対象に開催

保険料の滞納があり、新しい保険証が郵送されない世帯を対象に、市役所本庁舎2階252会議室で、納付相談を行います。対象世帯には事前に通知し、納付相談のうえ、更新基準に適合すれば保険証を交付します。ただし、納付状況により、有効期限が短い保険証になる場合があります。

通知がなくても相談を受け付けますので、ご利用ください。

【日時】11月25日～12月5日の午前9時半～正午と午後0時45分～5時。土・日曜も開設（本庁舎正面玄関からお入りください）

制度廃止のお知らせ

「健康優良世帯表彰」

健康優良世帯表彰は、健康意識を高める目的で平成3年度より実施してきましたが、今年度から廃止しました。その財源は、人間ドックの助成など、疾病の早期発見や予防のため、有効的に活用しています。

加入・脱退の届け出

手続きは14日以内に

次のような場合は、原則として14日以内に加入・脱退の届け出をしなければなりません。

◆加入届け（資格取得）が必要なとき

職場の健康保険などに加入していなくて、他の市町村から転入したとき▽退職により職場の健康保険などをやめたとき▽国保加入者に子どもが生まれたとき▽生活保護を受けなくなったとき　など

※届け出が遅れると、加入した年の保険料に加えて、遅れた分の保険料を最長2年間さかのぼって納付してもらうことになります

◆脱退届け（資格喪失）が必要なとき

他の市町村へ転出したとき▽就職により職場の健康保険などに加入したとき▽国保の加入者が死亡したとき▽生活保護を受け始めたとき　など

※資格を喪失したのに届け出ないと、国保の保険料の請求が続き、職場などの健康保険料の支払いと重複することになります。また、資格喪失後に国保の保険証を使用した場合、国保からの給付分は、後日返還してもらうことになります

所得の申告を忘れずに

税務署や市民税課に所得の申告をしていない人は、国民健康保険課へ所得の申告書（簡易申告書）の提出が必要です。申告することにより所得の少ない人や所得のない人は、保険料（均等割額と平等割額の合計額）が軽減される場合があります。

特別な事情は届け出を

次のような特別な事情があり、保険料の納付が困難な場合は、届け出てください―世帯主がその財産につき災害を受けた、または盗難にあった▽世帯主またはその者と生計を一つにする親族が病気にかかった、負傷した▽世帯主がその事業を廃止した、または休止した▽世帯主がその事業につき著しい損失を受けたなど

特別な事情について届け出が承認されない場合でも、滞納した事情について弁明できます。書面による弁明書を提出してください。

保険料はきちんと納付を

滞納になる前に…

国保は、保険料収入と国の補助金、市からの繰入金などで運営されています。保険料がきちんと納付されないと、保険料負担の公平性を保つことができませんので、督促や催告、滞納整理嘱託員による訪問徴収などを実施しています。

また、滞納が増えると国保制度の維持・運営が困難になり、保険料が高くなります。このため、国は滞納者対策として、平成12年度以降の保険料について、災害などの特別な事情がなく滞納した人に対して次の措置をとるよう、市に義務づけています。

《保険証の返還》

各納期限から1年以上保険料が納付されない場合は、「被保険者証」（保険証）を返還していただくことになります。分納誓約者でも、少額分納のため各納期限の納付額に追いつかず、1年を超えた滞納になると、保険証の返還対象になることがあります。

《資格書などの交付》

保険証を返還すると、代わりに「被保険者資格証明書」（資格書）を交付します。この場合、医療機関で受診したときには、診療費をいったん全額自己負担し、後日、保険給付分について国民健康保険課へ支給申請してもらうことになります。資格書の交付対象にならない場合でも、①各納期の納付状況が悪い②分納誓約を誠実に履行しない③分納額が本来の納付額に追いつかないなど、納付状況によっては、通常の保険証（一般証）より有効期限が短い「短期被保険者証」（短期証）を交付することがあります。

《保険給付の一時差し止め》

各納期限から1年6カ月以上保険料を滞納したときは、災害などの特別な事情がある場合を除いて、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付の全額または一部を差し止めることがあります。

《保険給付額を滞納保険料に充当》

資格書の交付を受け、保険給付を差し止められた世帯主が、さらに保険料を滞納したときは、差し止めた保険給付額から滞納分を控除し、滞納保険料に充当することがあります（事前に通知します）。

納め忘れのないように

一括納付・口座振替を

●一括納付　各期ごとの納付書で納付していても、次期以降分を一括して納付することができます。希望者には一括の納付書を送付しますので、国保収納担当課へご連絡ください。

●口座振替　各期ごとまたは一括して納付する場合も、納め忘れがない口座振替が便利です。申込手続きは、預金通帳と届け出印、保険証を持ち、預金口座がある金融機関で行ってください（市外の金融機関に預金口座がある人は、国保収納担当課、各支所にある本市の口座振替依頼書が必要）。

お問い合せは「被保険者番号」を確認してから連絡を

【国民健康保険課】

❑**資格係**　☎0798・35・3118
加入・脱退、保険証・高齢受給者証の交付、退職者医療制度の届け出

❑**賦課係**　☎0798・35・3117
保険料の決定・減免・軽減、所得の申告

❑**給付係**　☎0798・35・3120
人間ドックの受付、高額療養費・療養費・出産育児一時金・葬祭費などの支給

【国保収納担当課】

❑**収納担当**　☎0798・35・3156
保険料の納付・還付、口座振替など

❑**収納対策担当**　☎0798・35・3155
滞納整理担当　☎0798・35・3091
保険料の納付相談

インフォメーション

◆市から

◆市収納代理金融機関の仮設店舗への移転　みなと銀行西宮支店は建替え工事にともない、11月17日から仮設店舗（西田町1―31☎0798・73・9030）で営業します

◆官公署から

事業主は加入を労働保険

事業主は、労働者の雇用形態を問わず、雇用保険・労災保険に加入することが必要です。問合せはハローワーク西宮（0798・75・6712）へ。

まもなく狩猟解禁事故防止の心がけを

11月15日から狩猟が解禁になります。ハンターの皆さんはルールを守り、事故防止に努めてください。また、入山者の皆さんも、目立つ服装で入山するなどご注意ください。問合せは阪神南県民局農林課（06・4869・6029）へ。

◆年末調整説明会　11月26日午後1時半から市民会館アミティホールで。対象は源泉徴収義務者。税務署から送付された書類を持参。問合せは西宮税務署（0798・34・3930）へ

住宅需要の実態調査にご協力を

住宅需要実態調査が全国一斉に行われます。皆さんの住宅についての考え方、改善計画などを聴き、今後の国・県などの住宅施策の基礎資料とするものです。市内では無作為抽出した約2100世帯を対象として、11月24日から12月7日までに、統計調査員証を持った調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。問合せは住宅政策課（0798・35・3761）へ。

消防水利標識の塗り替え奉仕

西宮塗装工業会（松原町）は10月27・28日に市内32カ所の消防水利標識の塗り替え奉仕を行い、昭和61年以来、計836基を塗り替えました。昨年は長年の功績に対し、「西宮市まちづくり賞」を受賞しました。問合せは消防局消防課（0798・32・7310）へ。

善意の寄託

【9月分】《市あて》★「青い鳥」福祉基金へ　西水波アルミ缶同好会5人組、美容ひまわり、村上靖子、大正庵苦楽園店、心身道強虎、村田泰造、本田静雄、瓦林地区青愛協、匿名2件＝合計49万7622円

《社会福祉協議会あて》★善意銀行へ　下田輝明、河瀬喜和子、匿名1件＝合計206万7000円　★**物品の寄付**（ノートパソコン）　匿名1件

（敬称略）